

「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」の改正概要

1 改正の趣旨

国は、再生可能エネルギー推進のため、風力発電所の環境影響評価法（法アセス）の対象規模を見直し、本年10月から適用予定。

県は、環境審議会の意見を踏まえ、法アセス対象外となる規模の風力発電所について、アセス継続のための措置を講じる。

2 法アセスの改正内容

国は、法アセス対象となる風力発電所の規模要件を改正するとともに、都道府県が、地域の実情に応じて、法アセス対象外となった事業を条例アセスにより適切に手当てできるように経過措置を設定

法の対象規模

（第一種事業）1万kW以上 → 5万kW以上 に改正

（第二種事業）7,500kW以上 1万kW未満

→ 3万7,500kW以上 5万kW未満 に改正

※ 施行日：令和3年10月31日（令和4年9月30日まで経過措置）

3 環境審議会の答申（令和4年4月22日）

(1) 法アセスの改正に伴い、対象外となる規模（7,500kW以上3万7,500kW未満）の風力発電所については、これまでの審議でも、環境や景観への配慮が必要とされてきたことから、県のアセスの対象とするよう検討すること。

(2) 事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、県のアセスにおいても、配慮書の手続きを導入することを検討すること。

4 答申を踏まえた本県の対応

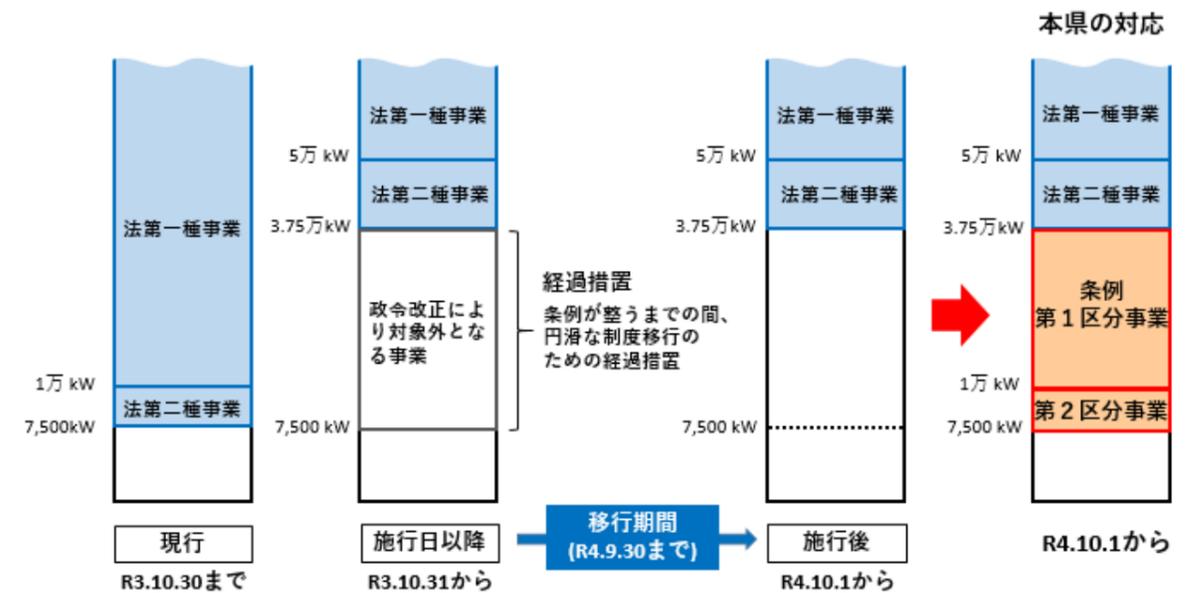
(1) 法アセス対象外となる規模の風力発電所について、これまでと同様のアセスを実施できるよう条例アセスの対象に追加

風力発電所に係る規模要件

（第一区分事業） 1万kW以上（法アセス対象事業は除く）

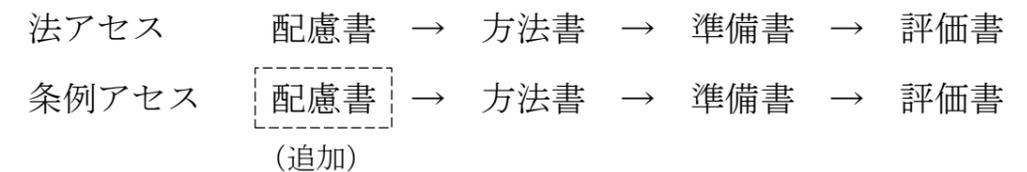
（第二区分事業） 7,500kW以上1万kW未満

法と条例アセスの風力発電所の対象規模のイメージ図



(2) 事業への早期段階における環境配慮の観点から、事業の位置・規模等の検討段階において、事業者による環境保全のための適正な配慮を可能とするため、法アセスと同様の配慮書手続きを条例アセスに追加

・アセスの手続き



配慮書：事業の位置・規模等の検討段階における環境配慮事項の検討結果報告書

方法書：環境への影響に関する調査計画書

準備書：調査、予測、評価結果及び環境保全措置を取りまとめた評価書案

評価書：事業による環境影響をまとめ、環境保全措置を記した報告書